

国民健康保険 4月からの変更点



国民健康保険税

●保険税の算定方法が変わります

▶これまで

	医療保険分
所得割額	5.26%
資産割額	19.95%
均等割額	21,100円
平等割額	8,000円
課税限度額	53万円

▶平成20年4月から

医療保険分	後期高齢者支援金分
3.61%	1.65%
19.95%	—
11,500円	9,600円
8,000円	—
47万円 (平成20年度に限り44万円)	12万円

医療保険分の変更点

「医療保険分」と「後期高齢者支援金分」の2つに分かれます。2つを合わせた税率は、これまでと変わりません。

課税限度額が変わります。

これまでの53万円が

↓
平成20年度56万円 (44万円+12万円)
平成21年度59万円 (47万円+12万円)

	介護保険分
所得割額	1.20%
均等割額	14,900円
課税限度額	9万円

介護保険分
変更なし
変更なし
変更なし

保険税の使い道

- ・医療保険分…加入者の医療費などに充てられます。
- ・後期高齢者支援金分…75歳以上の後期高齢者の医療費に充てられます。
- ・介護保険分 (40~64歳)…介護保険サービスの費用に充てられます。

●65歳以上の世帯では、10月から保険税の年金天引き（特別徴収）が始まります

世帯内の国民健康保険被保険者が全員65~74歳の場合、世帯主の年金から介護保険料とともに保険税が天引きになります。今年度に限り、天引きは10月の年金からなるため、7月分から9月分（3回）は納付書で納めていただくことになります。

ただし、次の場合は天引きにならず、納付書などで個別に納めることになります（普通徴収）。

- ・世帯主が国民健康保険の被保険者でない
- ・世帯の国民健康保険の被保険者に65歳未満の方がいる
- ・年金が年額18万円未満である
- ・世帯主の介護保険料が年金からの天引きとなっていない
- ・国民健康保険税と介護保険料との天引き額の合計が、年金額の2分の1を超える
- ・国民健康保険税を従来から口座振替で納付していて、滞納がない（引き続き口座振替となります）
- ・世帯主が年度途中で75歳になる

※平成20年度の国民健康保険税の納付書は7月にお送りします。



●75歳以上の方と同居する方の国民健康保険税の軽減

75歳以上の方が後期高齢者医療制度に移り、75歳未満の方が国民健康保険に残る場合

- ・国民健康保険税の軽減を受けている世帯は、世帯構成や収入が変わらなければ、5年間、今までと同様に均等割額・平等割額が軽減になります。
- ・国民健康保険に残る被保険者が1人の場合は、5年間、平等割額が半額になります。

75歳以上の方が会社などの被用者保険から後期高齢者医療制度に移り、その扶養を受けていた家族(65~74歳)が新たに国民健康保険に加入する場合

- ・申請により2年間、所得割額・資産割額が課税されず、均等割額が半額になります。さらに、国民健康保険の加入者が1人の場合などは、平等割額も半額となります。

70~74歳の方の患者負担が1割に据え置かれます

医療制度改革により、平成20年度から窓口負担を2割とすることとされていましたが、平成20年4月から平成21年3月までの1年間、1割に据え置かれます（3割負担の方は除かれます）。

支払っていただく医療費の1か月当たりの限度額も、今までどおり据え置かれます。

高額医療・高額介護合算制度が始まります

国民健康保険と介護保険の自己負担額の合計額が、1年間で一定の金額を超えたとき、その超過分を払い戻す制度です。

退職者医療制度の対象年齢が、65歳未満に変わりました

現在、退職者医療制度に該当している方は、65歳になった月の翌月（1日生まれの方は当月）の1日から、一般の被保険者になります。

問合せ 保険年金課 国民健康保険係 ☎042(346)9529
保険年金課 保険税係 ☎042(346)9530

75歳以上は後期高齢者医療制度へ

●75歳の誕生日（一定の障がいがある65歳以上の方は広域連合の認定を受けた日）から、後期高齢者医療制度に加入します

75歳になると、国民健康保険から脱退し、後期高齢者医療制度に加入することになります。特に手続きの必要はありません。75歳の誕生日（障がいのある方は広域連合が認定した日）までに、新しい保険証をお送りします。

問合せ
保険年金課 後期高齢者医療係
☎042(346)9538
広域連合お問合せセンター
☎0570(086)519

